平成３０年（フ）第１１５号
兵庫県姫路市四郷町上鈴212番地３　水瀬方
債務者　松井　三恵
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成３０年（フ）第２０７号
兵庫県姫路市八家1277番地６　インタービレッジ八家駅前503
債務者　松尾　尚代（旧姓上永）
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成３０年（フ）第２０９号
兵庫県加古川市平岡町一色西２丁目27番地
ロイヤルハイツＶ－201号
債務者　安田　勝則
1　決定年月日時　平成30年６月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成３０年（フ）第２３１号
兵庫県加古川市加古川町大野891番地
債務者　高田　勝之
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成３０年（フ）第２３５号
兵庫県加古川市平岡町新在家909番地の４
アーバン新在家２Ａ号
債務者　田中友紀子（旧姓関根）
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成３０年（フ）第２４０号
兵庫県姫路市網干区浜田463番地
債務者　瀬古　真三
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成３０年（フ）第１３４号
奈良県桜井市大字金屋46－１　フレグランス金屋201五十嵐恵子方、住民票上の住所奈良県桜井市大字大福619番地　３－102
債務者　池田　圭一
1　決定年月日時　平成30年６月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
奈良地方裁判所

平成３０年（フ）第１５０号
奈良市西大寺国見町２丁目17番１－１号
債務者　田中　博士
1　決定年月日時　平成30年６月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
奈良地方裁判所

平成３０年（フ）第１７５号
奈良県大和郡山市新町867番地４
債務者　小堀　　操
1　決定年月日時　平成30年６月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
奈良地方裁判所

平成３０年（フ）第１８５号
奈良市大安寺２丁目７番５－207号
債務者　庄嶋　貴行
1　決定年月日時　平成30年６月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
奈良地方裁判所

平成３０年（フ）第２４１号
広島市中区堺町１丁目４番２－302号
債務者　川崎　理恵
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第３５４号
広島市安佐北区三入東２丁目73番11号
債務者　森重　良江
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第３７９号
広島市東区温品８丁目４番地１、住民票上の住所広島市東区戸坂千足２丁目６番24―201号
債務者　林　裕美子
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第３８０号
広島市南区比治山町１番18―202号
債務者　林　　俊宏
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第５８号
佐賀県杵島郡江北町大字上小田2641番地33、前住所佐賀県杵島郡江北町大字上小田2640番地18
債務者　佐藤なぎさ
1　決定年月日時　平成30年６月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成３０年（フ）第５９号
佐賀県嬉野市嬉野町大字岩屋川内甲84番地１、前住所愛知県名古屋市南区星崎１丁目８番地　（アドバンス星崎　305号）
債務者　神村　秀也
1　決定年月日時　平成30年６月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
佐賀地方裁判所武雄支部